

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

(新規)

			資料番号		担当課	薬務衛生課
法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	根拠条項	2の8	許認可等の内容	認定証の書換え交付	
<p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 (地域連携薬局等の認定証の書換え交付) 第二条の八 認定を受けた薬局開設者(以下この章において「認定薬局開設者」という。)は、前条の認定証(以下この章において単に「認定証」という。)の記載事項に変更を生じたときは、その書換え交付を申請することができる。 2 前項の規定による申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に認定証を添え、当該認定証を交付した都道府県知事に対して行わなければならない。</p> <p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 (地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請書) 第十条の六 令第二条の八第二項の地域連携薬局等の認定証の書換え交付の申請書は、様式第三によるものとする。</p>						